

大規模災害時における農林水産業施設及び 公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説 (令和 6 年 7 月改定)

1. 趣旨

【査定方針（本文）】

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業
査定方針

平成 29 年 2 月 1 日
28 文 第 230 号
農林水産事務次官

(趣旨)

第 1 大規模災害時における災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号。以下「暫定法」という。)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則(昭和 25 年農林省令第 94 号)、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号。以下「負担法」という。)、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和 26 年政令第 107 号。以下「負担法施行令」という。)、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令(昭和 26 年農林省令第 53 号)、昭和 43 年 10 月 1 日農林省告示第 1487 号(農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件)、平成 12 年 3 月 30 日農林水産省告示第 449 号(林地荒廃防止施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件)、昭和 31 年 11 月 20 日農林省告示第 903 号(林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件)、昭和 59 年 8 月 16 日農林水産省告示第 1645 号(漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件)、昭和 59 年 6 月 21 日農林水産省告示第 1396 号(共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件)及びこれらに伴う通知(以下「通知等」という。)のほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

【解説】

上記に伴う通知等とは、以下の要綱、要領等のことです。

- ・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1140 号農林事務次官通知)
- ・農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱及びその解説(昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1130 号農林事務次官通知)
- ・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1138 号農地局長通知)

- ・農地農業用施設災害復旧事業査定要領及びその解説（昭和 40 年 9 月 10 日 付け 40 農地 D 第 1128 号農地局長通知）
- ・林地荒廃防止施設災害復旧事業事務取扱要綱等の制定について（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 855 号農林水産事務次官通知）
- ・林地荒廃防止施設災害復旧事業査定要領の制定について（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 856 号林野庁長官通知）
- ・林地荒廃防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項について（昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 928 号治山課長通知）
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業事務取扱要綱の制定について（昭和 47 年 7 月 19 日付け 47 林野治第 1662 号農林水産事務次官通知）
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業査定要領の制定について（昭和 47 年 7 月 19 日付け 47 林野治第 1621 号林野庁長官通知）
- ・林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和 40 年 10 月 5 日付け 林野道第 639 号林野庁長官通知）
- ・林道施設災害復旧事業取扱要領（昭和 34 年 7 月 30 日付け 34 林野指第 5683 号林野庁長官通知）
- ・林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領取扱細目（昭和 40 年 10 月 5 日付け 40－639 号林道課長より通知）
- ・漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和 40 年 10 月 20 日付け 40 水港第 4175 号農林事務次官依命通知）・
- ・漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（昭和 40 年 10 月 20 日付け 40 水港第 4176 号水産庁長官通知）
- ・漁業用施設災害復旧事業査定要領（昭和 59 年 9 月 28 日付け 59 水振第 2338 号水産庁長官通知）
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 59 年 9 月 14 日 付け 59 総第 509 号農林水産事務次官通知）

2. 対象とする大規模災害

【査定方針（本文）】

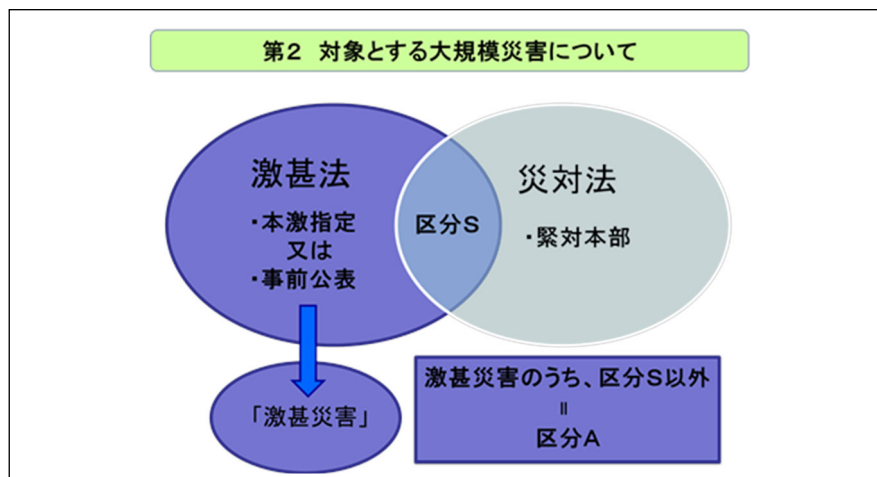
（対象とする大規模災害）

第2 この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

- （1）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定に基づき、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）1から3までのいずれかの基準による激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2に基づく緊急災害対策本部が設置されたもの（以下「区分S」という。）とする。
- （2）激甚災害のうち、区分S以外のもの（以下「区分A」という。）とする。

【解説】

（1）対象とする大規模災害は、下図のとおりです。



- ① 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害

該当する過去の災害の例：平成23年東日本大震災

- ② 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

該当する過去の災害の例：平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨、平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨、平成29年10月21日から同月23日までの間の暴風雨、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨、平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨、令和元年6月6日から7月24日までの間の豪雨及び暴風雨、令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨、令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨、令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨、令和3年5月7日から7月14日までの間の豪雨、令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨、令和4年3月16日の地震等

(2) 激甚災害指定基準 1 から 3 までの基準については

- 1 → 公共土木施設
 - 2 → 農地等（共同利用施設を除く農林水産省所管施設）
 - 3 → 共同利用施設（農林水産省所管施設）
- となります。

(3) 負担法にかかる施設については、農地等の災害復旧事業にかかる激甚指定（本激）がされても、公共土木施設災害復旧事業等に関する激甚指定（本激）がされないと適用となりません。

また、早期局地激甚（局激）は、指定の対象とはなりません。

【Q&A】

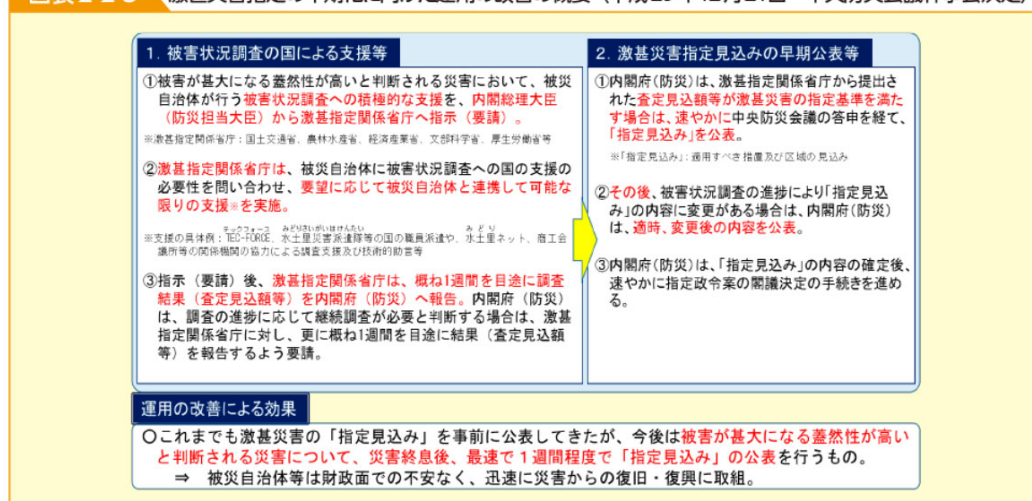
Q 1 事前公表とはいつ、だれが、どのように行うのか。

A 1 事前公表は、防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定より以前に、閣議後の会見等で行います。

【参考】

激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成 29 年 12 月 21 日 中央防災会議幹事会決定）において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で 1 週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。」とされている。

図表 2-2-3 激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成 29 年 12 月 21 日 中央防災会議幹事会決定）



出典：内閣府資料

出典先：平成 30 年版 防災白書

Q 2 緊急災害対策本部とは何か。

A 2 災害対策基本法第 28 条の 2 に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、災害応急対策を推進するため、閣議にかけ内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として設置される本部となります。

3. 対象施設

【査定方針（本文）】

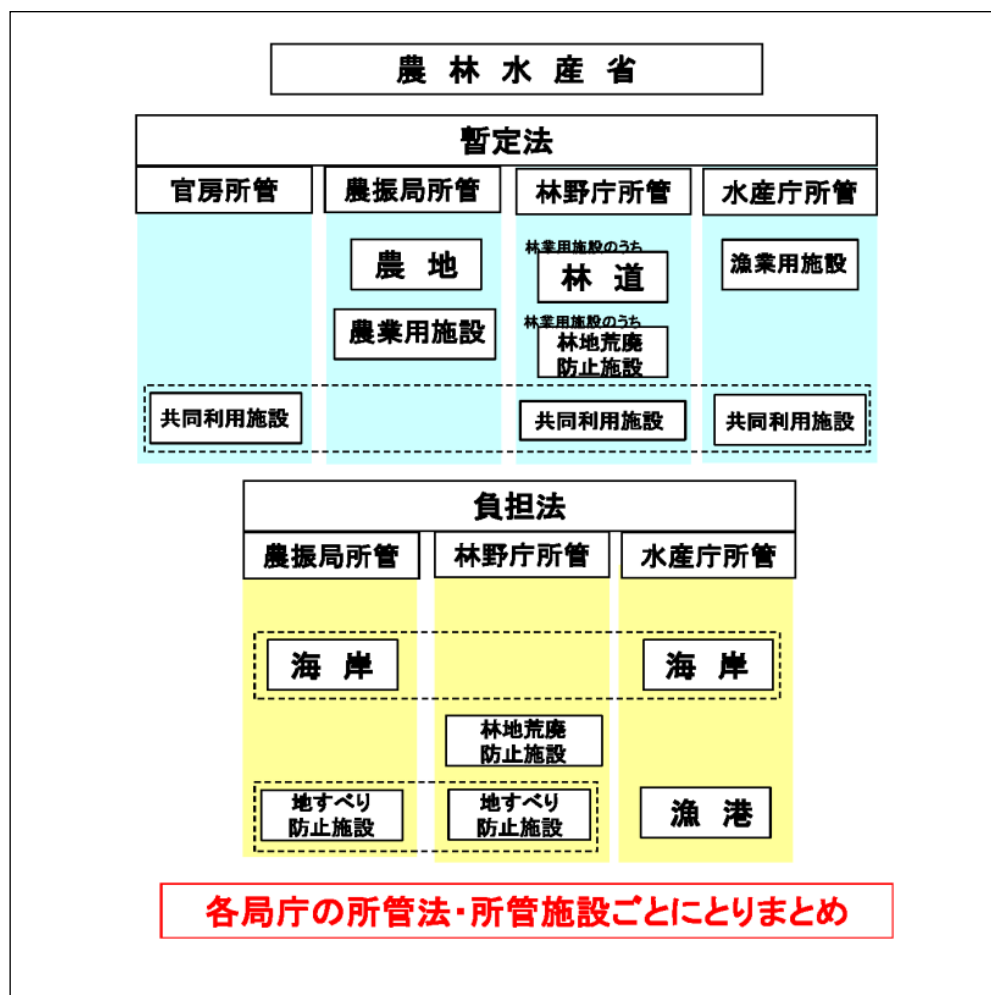
（対象施設）

第3 この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、暫定法第2条第1項から第4項までに規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「暫定法施設」という。）並びに負担法第3条第2号、第4号、第5号及び第9号に掲げる海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港のうち農林水産省が所管するもの（以下「負担法施設」という。）とする。

ただし、当該激甚災害に係る施設に限る。

【解説】

（1）農林水産省の各部局が所管する対象施設は、暫定法、負担法毎に下図のとおりです。



（2）激甚災害指定基準1から3のいずれかに該当し、かつ第4の対象区域に該当する場合は、本査定方針により効率化を行うことができます。（いずれにも該当しない施設は対象となりません。）

4. 対象区域

【査定方針（本文）】

（対象区域）

第4 この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（負担法施設に限る。）（以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る対象施設の種類（林業用施設にあつては、林地荒廃防止施設又は林道の別により、共同利用施設、海岸及び地すべり防止施設にあつては、大臣官房、農村振興局、林野庁又は水産庁が所管するものの別による。第5及び第6において同じ。）別の被災箇所数及び被害金額についての農林水産省に対する書面による報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた申請者の区域とする。

【解説】

（1）過去5箇年の平均被災箇所数については、対象施設の種類（暫定法：農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設、負担法：海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、漁港）及び所管別（大臣官房、農村振興局、林野庁、水産庁）に申請者が算定します。

（例）平成29年災害として、A県が負担法施設、暫定法施設について激甚指定（本激）を受けた場合。

①A県は、被災箇所数を負担法の施設別、暫定法の施設別に集計します。

②判定の考え方（例：負担法〇〇〇〇施設の場合）

A県において、平成29年に当該査定方針を適用する災害が発生した場合を想定。

（ア）A県の負担法〇〇〇〇施設の災害報告を、省令で定める〇〇〇〇施設災害状況報告書で集計します。

※集計する災害箇所数、被害額は、農水省の各担当部局（班）へ報告している災害速報の施設災の数字とします。

（イ）A県の過去5箇年の〇〇〇〇施設の災害報告を集計し、平均の被災箇所数を算出します。

なお、集計からは激甚災害（本激）となった災害に係る被害報告を除きます。

（ウ）仮に、A県において「平成26年7月30日から8月25日までの間の豪雨及び暴風雨」に係る激甚災害（本激）の被害報告が5件、A県の平成26年災の被害報告が8件報告されていた場合、激甚災害（本激）に係る被害報告を除くことから、集計する平成26年の被害数は3件（8－5）となります。

（エ）（ア）で集計した被災箇所数が、（イ）の過去5箇年の平均被災箇所数を超えればA県は当該査定方針が適用となります。

(オ) 災害報告の定義

第4において「農林水産省に対する書面による報告」としています。
各施設の災害報告は、以下のとおりです。

所管	対象施設	規定	様式
農 村 振 興 局	農地、 農業用施設	要綱第5条第1項 「直ちにその概要を電話その他の方法をもって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という）及び当該都府県を管轄する地方農政局長（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。」	・農地、農業用施設にかかる被害報告方法について（平成20年2月1日付け農村振興局災害第一班長通知）に定める被害報告
		要綱第5条第1項「被害報告書」	様式第1第1号
		要綱第5条第2号「災害概要報告書」	様式第1第2号
	海岸、 地すべり防 止施設	施行令第5条	
		省令第2条「災害状況報告」	第1号様式
		要綱第5条第1項 「直ちにその概要を電話その他の方法をもって農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあっては、農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。」	
林野庁	林地荒廃防 止施設	負担法施行令第5条、省令第2条 「林地荒廃防止施設災害状況報告書」 要綱第15（暫定法） 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設の災害報告書」	第1号様式 別記第1
		取扱要領1「被害報告の提出」 林道関係被害については、「農林水産業被害報告書取りまとめ要領について（昭和48年5月21日付け48総第382号事務次官通知）」によること。	様式1
	林道		
水産庁	海岸、漁港 施設	負担法施行令第5条、省令第2条 「海岸災害状況報告書」「漁港施設災害状況報告書」	第1号様式
	漁業用施設	要綱第7「災害報告」	様式第1
大臣官 房	農林水産業 共同利用施 設	要綱第10条 災害が発生したときは、その被害状況について農林水産業共同利用施設被害概況報告書を作成し、地方農政局長に報告する。	様式第1

(計算例) X県の〇〇年災（〇〇年〇月〇日の地震災害）は、表1-1、1-2、表2、表3のとおりです。

【Q&A】

- Q 1 災害報告とは、被害速報を指すのか、被害確定時の報告を指すのか。
- A 1 都道府県からの随時の被害報告（速報）を集計した結果により判断されますので、当該災害が激甚災害に指定されるかどうかは、被害が確定しているかどうかに関わりません。
- Q 2 所管する施設が各々の被災箇所数如何により対象の成否が分かれると災害査定時の混乱に繋がるため、所管施設の合計額とすべきではないか。
（例：農地と農業用施設の合計額）
- A 2 施設毎に対象区域を判断しますが、災害査定を実施する上で支障が生じる場合は予め農林水産省と相談してください。
- Q 3 過去5箇年の平均被災箇所数について、激甚災害に係るものを除くとは誰が算定するのか。都道府県が算定する場合、国に報告する必要はあるのか。
- A 3 平均被害箇所数については、都道府県において算定してください。本方針を適用する場合は、災害査定事務に関わりますので農林水産省に報告してください。
- Q 4 対象区域の判定に係る過去5箇年の平均被災箇所数について、災害報告しても査定申請していない箇所（小災害等）も含めた被害箇所数なのか。
- A 4 被害報告には、査定申請していない箇所及び小災害も含まれます。
なお、激甚災害（本激に限る）を除く必要があります。

5. 机上査定

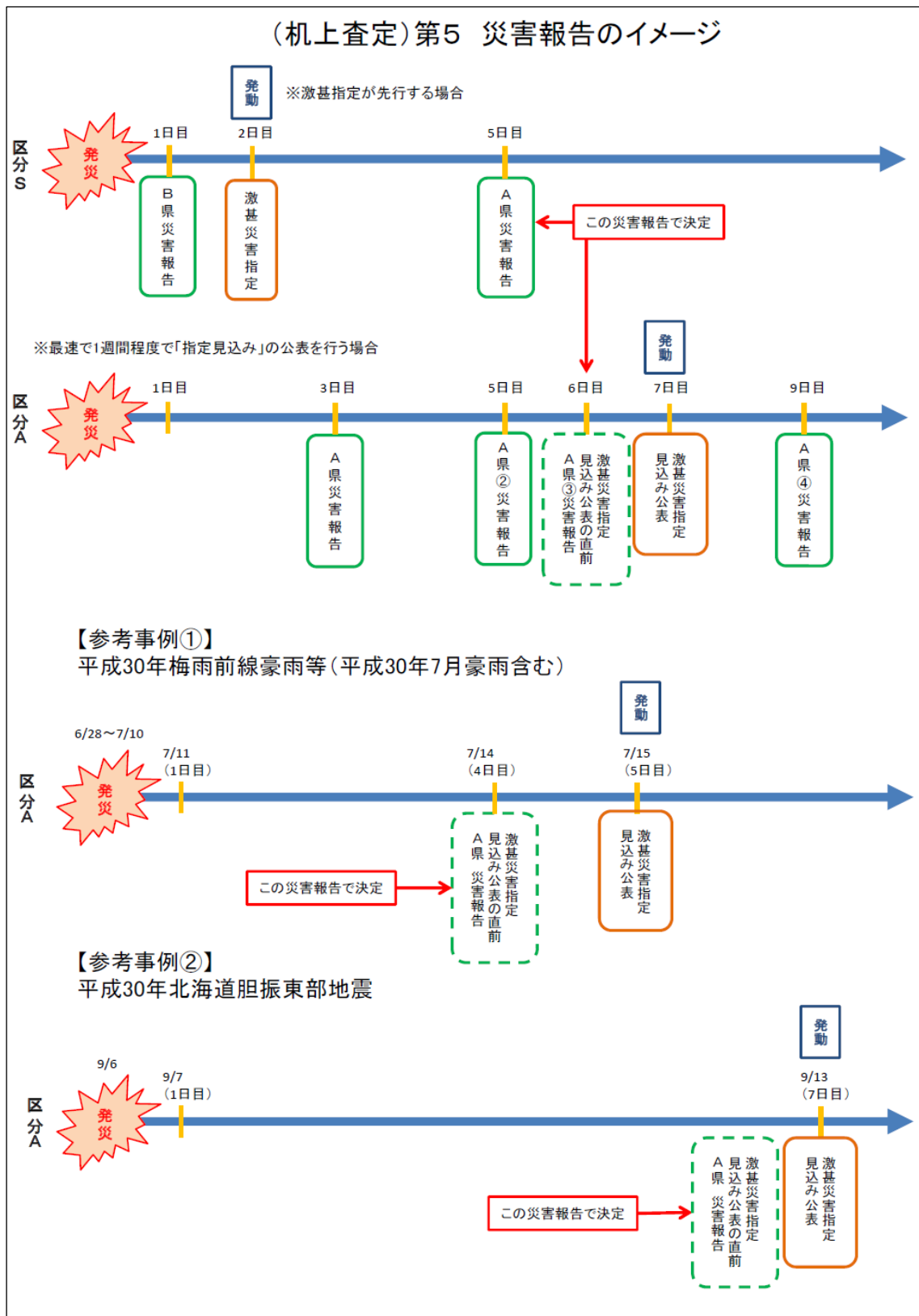
【査定方針（本文）】

（机上査定）

第5 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあっては40万円、負担法施設のうち申請者に係るものにあっては120万円、市町村（指定都市を除く。）に係るものにあっては60万円に満たないものを除く。以下「申請予定箇所」という。）を対象施設の種別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Sにあってはおおむね9割、区分Aにあってはおおむね7割（農地及び農業用施設についてはおおむね9割）に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

【解説】

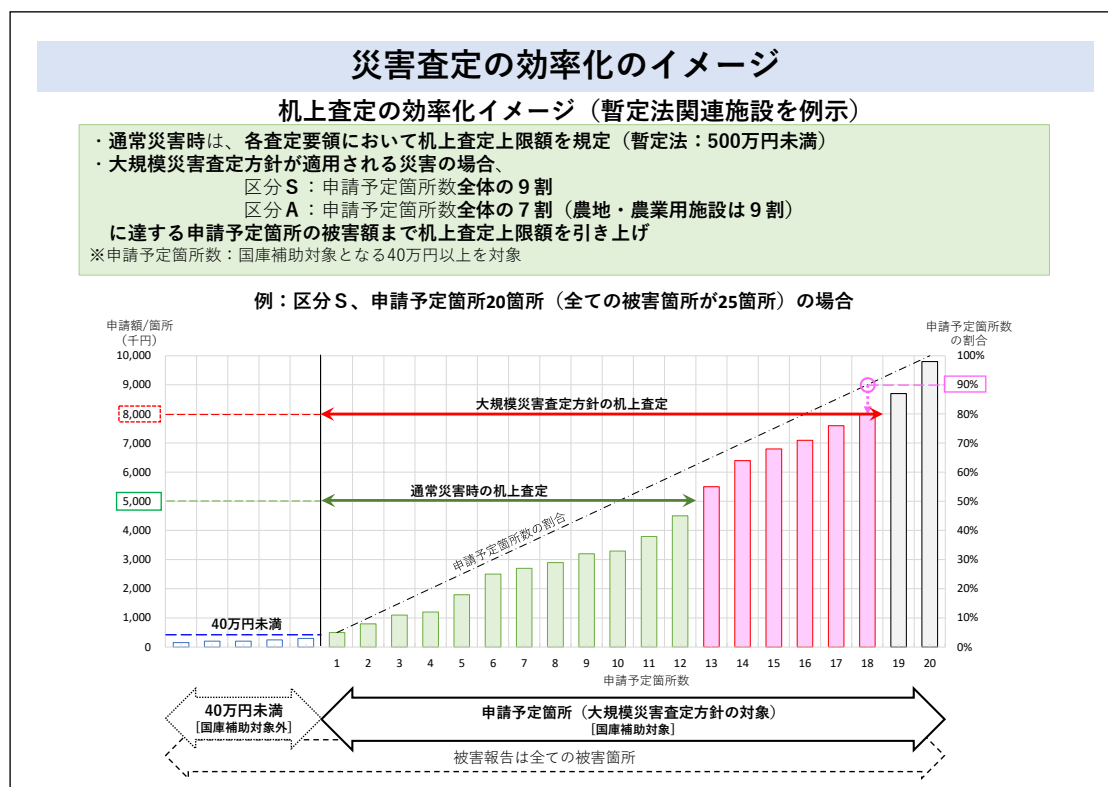
（1）申請者からの災害報告のイメージは、次頁のとおりです。



(2) 申請者は、第4の対象となる大規模災害に該当した時点において対象区域(都道府県)ごとに対象施設別に判定します。

(3) (2)の時点で、申請者が災害報告を提出していた場合は直前の災害報告、災害報告を提出していない場合は、直後の災害報告で判定します。

(4) 申請者からの効率化は、下図のとおりです。



(5) 判定の考え方（例：暫定法〇〇〇〇施設の場合）

X県において、平成29年に当該査定方針を適用する災害が発生した場合を想定。

① X県の〇〇〇〇施設の災害報告を集計し、被害金額の少ないものから並べます。

② ①から40万円未満の箇所を除き、申請予定箇所数とします。

※農地、農業用施設（農林水産省所管施設）の場合、箇所ごとの被害金額が、少ない被害箇所が多く報告されることから、報告段階で失格となる一定金額未満の箇所については除いたうえで計算して下さい。

③ 区分Sは、申請予定箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額以下の箇所、区分Aは申請予定箇所数全体のおおむね7割の箇所に達する被害金額以下の箇所について机上査定ができます。

（計算例）X県の〇〇年災（〇〇年〇月〇日の地震災害）は表4-1、4-2のとおりです。

(6) 第5に該当した場合、査定において申請者（都道府県災害担当者）から災害査定官（農林水産省職員）及び立会官（財務省職員）へ机上査定上限額について説明して下さい。

【Q&A】

- Q 1 被害金額が少ない順番に並べる場合に、各施設の工種（道路、水路等）については区別する必要はないか。
- A 1 工種に関わらず、大規模災害となった施設を対象としています。
- Q 2 申請予定箇所は150m以内の箇所を1箇所とすることで金額等が変更された場合、どのように考えればよいか。
- A 2 被害報告時点で机上査定上限額を算定するため、後に1箇所工事となることで、机上査定上限額を超えた場合は対象外になります。
- Q 3 机上査定上限額を算定する場合、被害金額は都道府県毎で施設毎に1つの机上査定上限額を設定することでよいのか。
- A 3 都道府県毎、施設毎に机上査定上限額を設定します。
- Q 4 激甚災害の指定がされた直前の災害報告で、被害額を大きく見込んでしまっていて、確定報告時点で9割（区分Sの場合）の被害金額にすべての災害が収まる場合、すべての箇所が机上査定となることもあるか。
- A 4 机上査定上限額を見直す場合には、第9（机上査定上限額の見直し）により、必要に応じて財務省と調整し見直しをすることができます。
ただし、本方針を適用し見直しが生じた場合、又は確定報告後見直しをしない場合でも乖離が生じることがあれば必要に応じてその理由を求めることがあります。
なお、査定の早期着手等に不利益となる場合、見直しを行わないことができ、この際、すべての箇所が机上査定となることがあります。
机上査定限度額の見直し（例）は表6のとおりです。
- Q 5 梅雨災害のように期間が長くなり、激甚災害の指定が遅くなる場合は、激甚災害の指定前に災害査定の準備及び災害査定が始まるケースが考えられるが、この場合どのように対応するのか。
- A 5 査定を早急に実施する必要がある場合、個別に農林水産省において効率化の措置を検討します。

6. 採択保留

【査定方針（本文）】

（採択保留）

第6 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあっては2億円、負担法施設にあっては4億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を対象施設の種類別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分Sにあってはおおむね9割、区分Aにあってはおおむね6割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、通知等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

【解説】

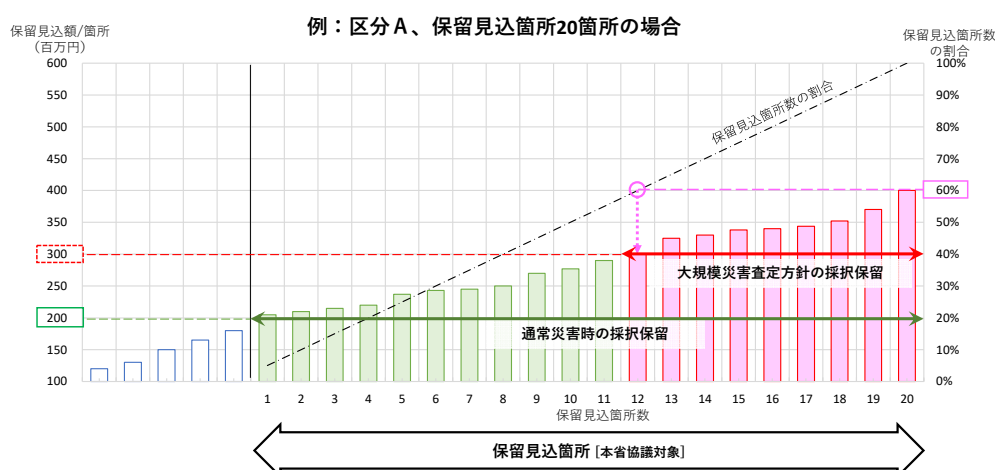
（1）保留見込箇所数全体は、対象施設ごとに、原則すべての災害報告で判定（原則すべての申請者（都道府県）から報告された災害報告で判定）します。このため、申請者（都道府県ごと）で判定することはできません。

対象施設ごとに農林水産省において判定するので、都道府県又は指定都市は、農林水産省まで問い合わせ下さい。

災害査定の効率化のイメージ

採択保留の効率化イメージ（暫定法関連施設を例示）

- ・通常災害時は、各査定要領において採択保留金額を規定（農地・農業用施設2億円以上）
 - ・大規模災害査定方針が適用される災害の場合、
 - 区分S：保留見込箇所数全体の9割
 - 区分A：保留見込箇所数全体の6割
- に達する保留見込箇所の被害額まで採択保留金額を引き上げ



（2）第4の対象区域に該当した時点で、申請者が災害報告を提出していた場合は直前の災害報告、災害報告を提出していない場合は、直後の災害報告で判定します。

(3) 判定の考え方(例：暫定法〇〇〇〇施設の場合)

X県において、平成〇〇年に当該査定方針を適用する災害が発生した場合を想定

- ① X県は第4の対象区域に該当した時点において、災害報告が提出されていなかったことから2日後に提出。
- ② この時点で既にY県、及びZ県からは災害報告が提出済みであった。
- ③ 農林水産省は、災害速報から他県からの災害報告はないと判断し、採択保留額の判定を行ないます。
- ④ X県、Y県及びZ県の災害報告を被害額の少ないものから並べる
- ⑤ ④から2億円未満のものを除き、保留見込み箇所とします。
- ⑥ 区分Sは保留見込み箇所数全体のおおむね9割の箇所に達する被害金額以上の箇所、区分Aは保留見込み箇所数全体のおおむね6割の箇所に達する被害金額以上の箇所について保留対象とします。
- ⑦ ②において保留見込み箇所がない場合、又は保留見込み箇所のうちおおむね9割、もしくは6割を確保する箇所数がない場合については、保留金額は2億円とします。

(計算例) X県の〇〇年災(〇〇年〇月〇日の地震災害)は表5-1、5-2のとおりです。

(4)「すべての」と記載すると、報告が出そうまでに相当の期間を要する場合が想定されます。

例えば、東日本大震災の際は、計画概要書の提出時期を市町村を限定して「都道府県知事が被害状況の把握が可能となったとして知事が定める日から60日以内」としています。そのため、「原則すべての」として上記例のような事態が発生した場合であっても採択保留金額を示すことができるようしています。

【Q&A】

Q1 「原則すべての対象区域内の被災箇所」を取りまとめる者は誰か。

A1 箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあつては2億円、負担法施設にあつては4億円以上の「保留見込み箇所」の被害箇所数、被害額について、全国的な把握を行うため、農林水産省で集計する必要があります。このため、保留見込み箇所については、大規模災害に該当した段階で農林水産省が集計します。

7. 概要書又は設計書に添付する図面等

【査定方針（本文）】

（概要書又は設計書に添付する図面等）

第7 暫定法施行令第1条の4に規定する災害復旧事業計画概要書若しくは災害復旧事業補助計画概要書又は負担法施行令第6条第1項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

（1）平面図 平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。

（2）断面図 代表断面図とする。

（3）写真 起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

【解説】

（1）暫定法施行令及び負担法施行令において、計画概要書又は設計書に添付する書類が定められています。

そのうち（1）平面図、（2）断面図、（3）写真の取扱いを効率化できます。

なお、平面図、断面図及び写真の添付は最低限必要なものなので、添付を省略することは認められませんが、航空写真であっても縮尺精度を有するものについては平面図として取り扱うことができます。

また、効率化をすることが「できる規定」のため、災害査定の申請に当たって申請者が必要と認める書類の添付を妨げるものではありません。

【Q&A】

Q 1 大規模災害に該当した場合に、構造図や縦横断面図等、施設や被災状況により必要となる図面や写真等の取扱いはどうなるか。

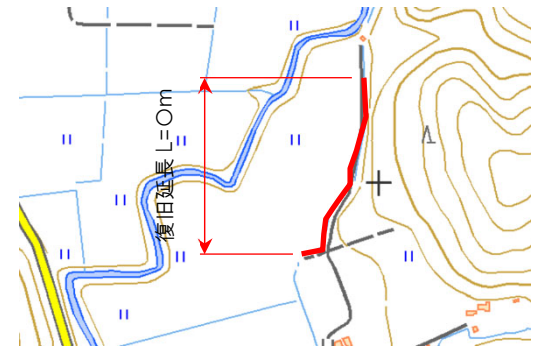
A 1 大規模災害時において、告示に規定する設計書添付書類のうち、平面図、断面図、写真等に関する取扱いを各号に定めるところにより効率化することができるものとしています。申請内容に応じて、災害査定を円滑に、よりの確な申請となる場合は図面を追加することも可能です。

(2) 計画概要書又は設計書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面図の活用）のイメージを下図に示します。

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量、作図等の縮減を図る。
ただし、代表断面図は箇所ごとに作成することが必要となります。
- また、代表断面図に表現されない付帯工や、工事実施上必要となる工事用道路などの仮設工については、図面への記載や事業費へ計上することが必要となります。

【参考例（農業用施設：水路復旧の場合）】

- ・既存地図（国土地理院等）を活用する場合



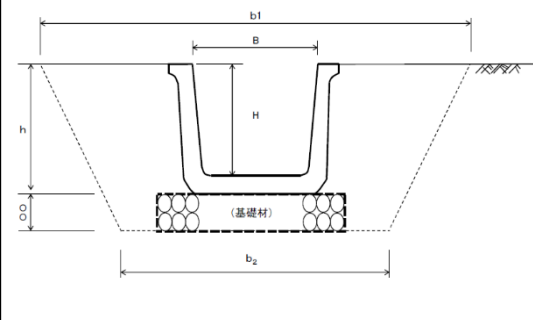
又は

- ・航空写真を活用する場合



※国土地理院が撮影した写真や、既存の地図を活用することにより、平面測量等の大幅な作業の縮減が可能。

- ・代表断面図



- ・事業費を総合単価で算出する場合

事業費＝復旧延長 m ×鉄筋コンクリート水路（総合単価）

8. 一箇所の工事

【査定方針（本文）】

（一箇所の工事）

第8 暫定法第2条第8項及び負担法第6条第2項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

【解説】

当該査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を「分割」することもできます。

災害復旧事業における一箇所の工事について

一箇所の工事範囲

- 被災箇所が150m※以内の間隔で連続しているものは一箇所の工事とみなしている。
- 洪水氾濫等により、被害が広範囲に連続した場合、行政界、インフラ施設等の境界及び災害復旧工事を考慮した範囲を一箇所の工事とみなす。

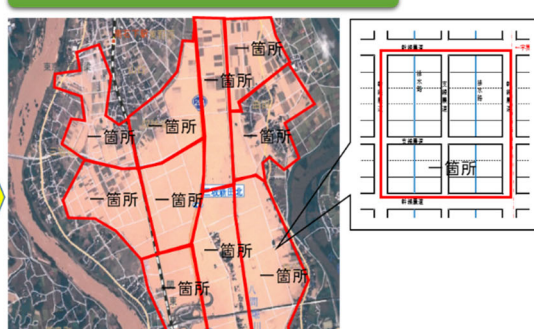
※暫定法は150m(漁港施設は100m)、負担法は100m

被害が連続する範囲



・被災箇所が150mで連続しているものを一箇所工事とした場合。

災害復旧工事等を考慮した範囲



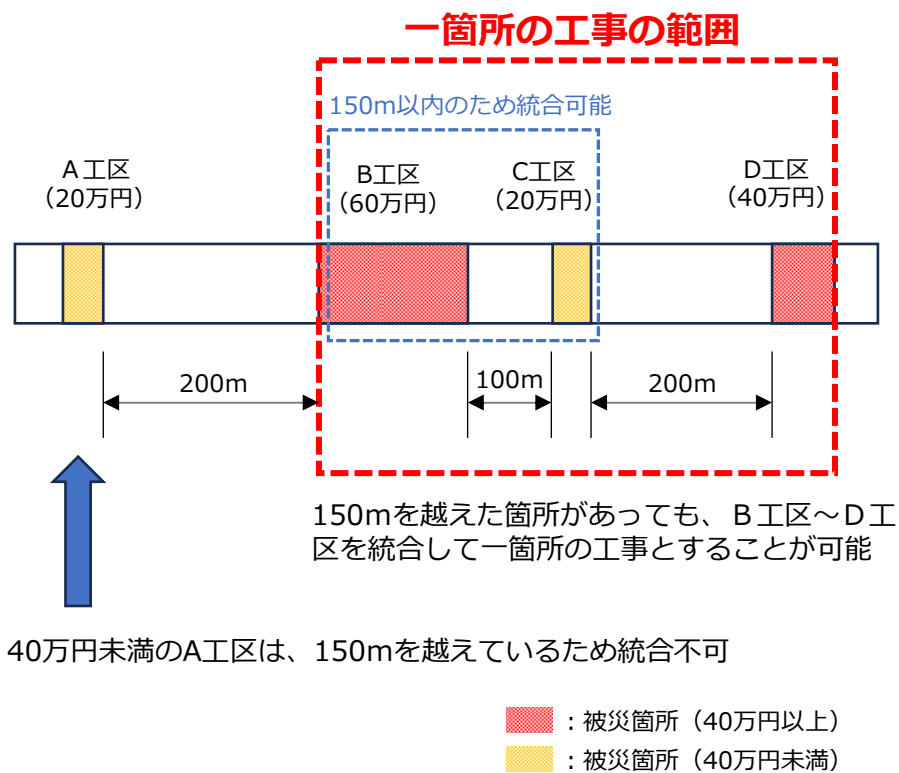
・字界、鉄道、道路、水路及び災害復旧工事を考慮した範囲を一箇所工事とした場合。

【Q&A】

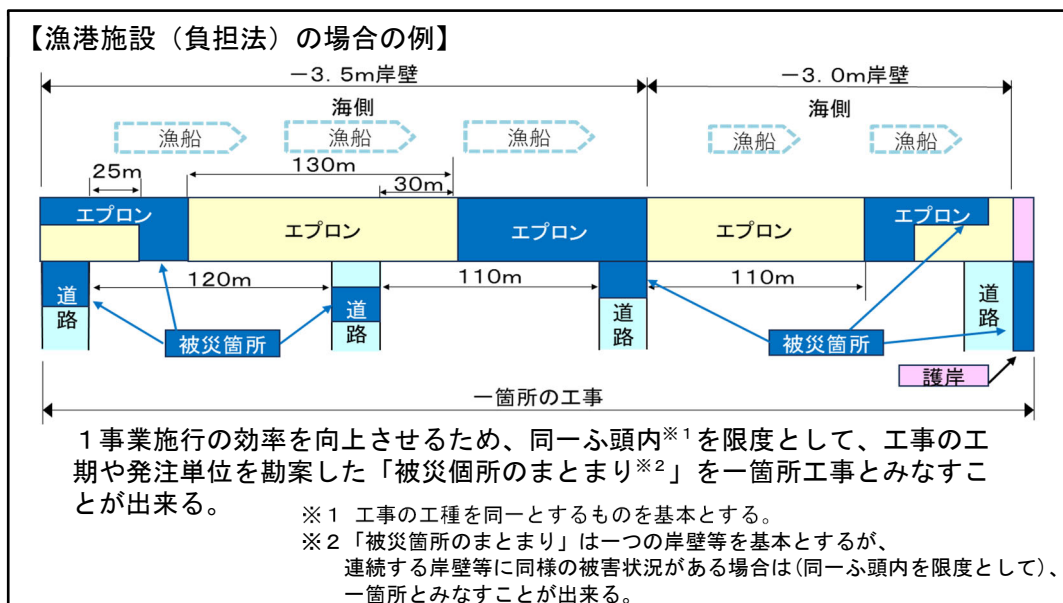
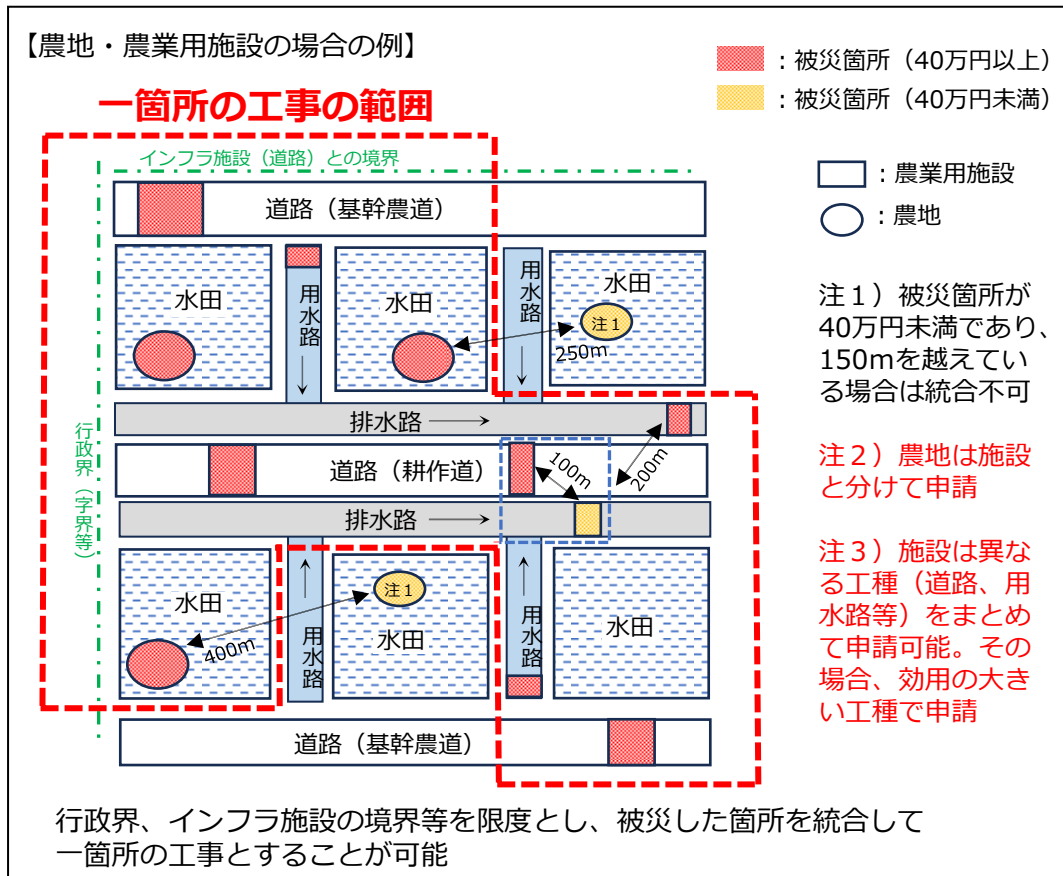
Q 1 被災箇所との統合について、150m（暫定法）を超えた統合も可能としているのか。

A 1 大規模災害時において、被災した箇所が暫定法（150m（漁港施設の場合100m））及び負担法（100m）の規定に基づく間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、これら間隔を超える箇所であっても「統合」することが可能です。また、150m以内（又は100m以内）の被害箇所が繋がる等により、一箇所の工事の規模が大幅に拡大するような場合において、適度な工事発注単位等に分割することを可能としています。

【用排水路、道路の場合の例】



- Q 2 被災箇所が広範囲に点在している場合、事業施行の効率を向上させるため、工事の工期や規模を勘案した「被災箇所のまとめり」を一箇所の工事とみなすことは可能としているのか。
- A 2 行政界、インフラ施設等の境界及び災害復旧工事を考慮した範囲を限度として、農地、用排水路、道路、用排水機など農地・農業用施設等（負担法の漁港施設等の場合は岸壁や臨港道路など）の複数箇所を一箇所の工事として「統合」することが可能です。なお、農地については施設と分けて査定の申請をすることとなります。



※ただし、Q 1 及びQ 2 とも、暫定法等で定める限度額未満（一箇所工事の費用が40万円未満で150mを超える箇所等）のものを統合することはできません。

9. 机上査定上限額及び採択保留金額の見直し

【査定方針（本文）】

（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）

第9 机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

【解説】

（1）机上査定限度額及び採択保留金額は、被災後可能な限り早い時点で判定することを想定しており、区分Sのような大規模災害時は、十分な災害箇所の調査を行わないうちに判定が行われることも想定されます。

このような場合において、被害の全体像が明らかになり査定方針として判定した机上査定上限額及び採択保留金額が実態と乖離していた場合、必要に応じ見直すことができます。

ただし、乖離した場合その理由を求めることがあります。

なお、農林水産省が見直しを行う時は、財務省と調整を行い、その可否を決定することとしています。

【Q&A】

Q1 「必要に応じて、見直すことができる。」とあるが査定前に行うのか。

A1 被害報告は災害発生後から速やかに提出しますが、大規模災害時は、被害集計に時間を要し、災害査定を実施する段階で、被害報告に大幅な更新が生じていることがあります。

大規模災害に該当した時以降に、被害箇所数や被害額が大きく更新された場合は、当該災害の災害査定が始まる前までに見直しを行うこととします。

Q2 見直しが必要と判断するのは誰か。

A2 机上査定上限額については都道府県が見直しの必要性を判断します。
採択保留金額については農林水産省が見直しの必要性を判断します。

Q3 見直しが必要になった場合、見直しに係る作業と作業期間を示されたい。

A3 机上査定上限額の見直しを行う場合は、都道府県は更新した被害報告に基づく机上査定上限額の算定内容を農林水産省に報告してください。採択保留金額の見直しを行う場合は、農林水産省は再集計し、該当する都道府県へ周知します。災害査定に影響する場合があることから、見直しを行う場合は作業期間に余裕のあるようにしてください。

10. 協議設計

【査定方針（本文）】

（協議設計）

第10 対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第3号に規定する復興計画及び同法第9条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）申請者は、査定に先立ち、農林水産省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。
- （2）当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。
- （3）申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、農林水産省と設計について協議を行うものとする。
- （4）財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

【解説】

（1）東日本大震災を契機に、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために、共通する枠組みとして制定されたものです。

そのため、今後、著しく異常かつ激甚な非常災害で、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（特定大規模災害）が発生した場合には、当該法律に基づき、国は「復興基本方針」を定め、それに即して、都道府県は「都道府県復興方針」を定めることができ、市町村は単独又は都道府県復興方針を定めた都道府県と共同して「復興計画」を策定することができます。

（補足）第10（4）

査定立会にて実施の保留となったものを、申請者と農林水産省において設計の協議を整え、その後、確定した復旧方法等について、農林水産省と財務省において調整を行い、実施の保留を解除します。

（2）暫定法（林地荒廃防止施設及び漁業用施設は除く）における、協議設計に相当するのは「条件付き査定」のことです。

1 1. 事業費の検証

【査定方針（本文）】

（事業費の検証）

第 11 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、次の各号に定めるとおり事業実施段階での事業費の検証等を実施する。

- （1）申請者は、事業実施に当たっては、工法等の工夫により、一層の事業費の縮減を図る。
- （2）申請者は、暫定法施行令第 3 条第 2 項及び負担法施行令第 7 条第 1 項に規定する農林水産大臣の同意を必要とする設計の変更をするときは、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）に報告する。
- （3）過年発生災害に係るものについては、原則、発災 3 年目以降事業完了までの事業費を調査する。

【解説】

（補足）

第 11（2）は「重要な変更」のことです。

第 11（3）は「残事業費調査」のことです。

1 2. 追跡調査及び査定方法の妥当性の検証

【査定方針（本文）】

（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）

第 12 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

- （1）第 5 に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- （2）第 5 の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分 S にあつては査定箇所全体のおおむね 9 割、区分 A にあつてはおおむね 7 割（農地及び農業用施設についてはおおむね 9 割）に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- （3）第 6 の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が、暫定法施設にあつては 2 億円、負担法施設にあつては 4 億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分 S にあつては査定箇所全体のおおむね 9 割、区分 A にあつてはおおむね 6 割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- （4）第 7 の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

【解説】

追跡調査は、主に農林水産省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。

（補足）

第 12（1）サンプルチェック（事業実施段階）

机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、農林水産省及び財務省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。

なお、現地調査は、机上査定終了後の現地調査可能な時期（原則として工事着手前）に実施します。

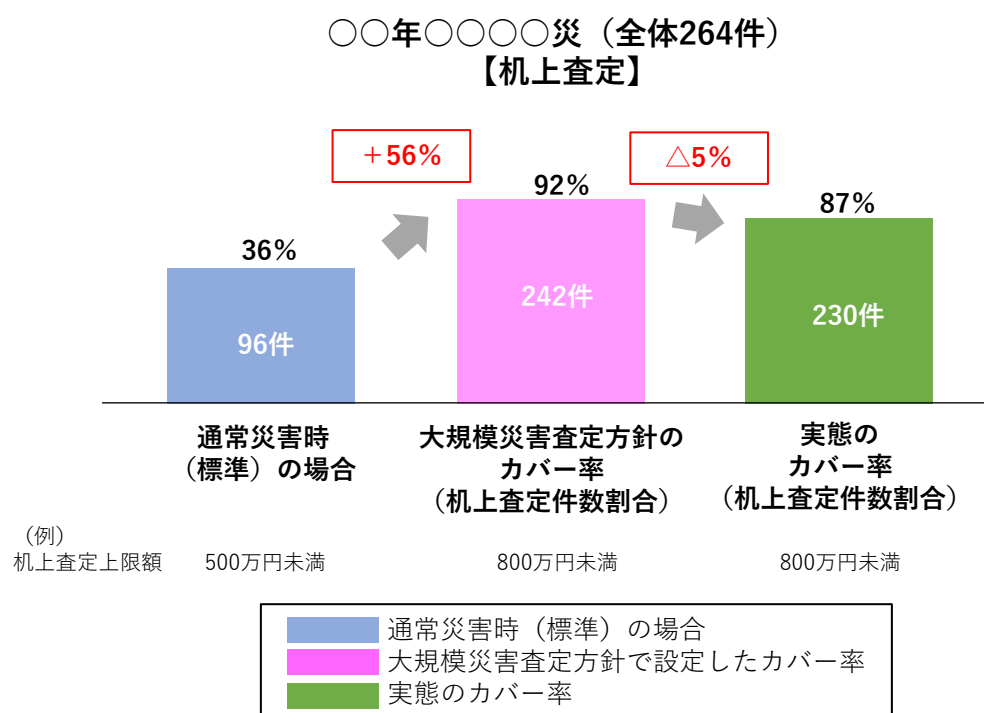
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。

詳細については、平成 30 年 5 月 24 日事務連絡「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について（通知）」をご確認ください。

第12（2）カバー率チェック（事業実施段階又は事業完了後）

机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

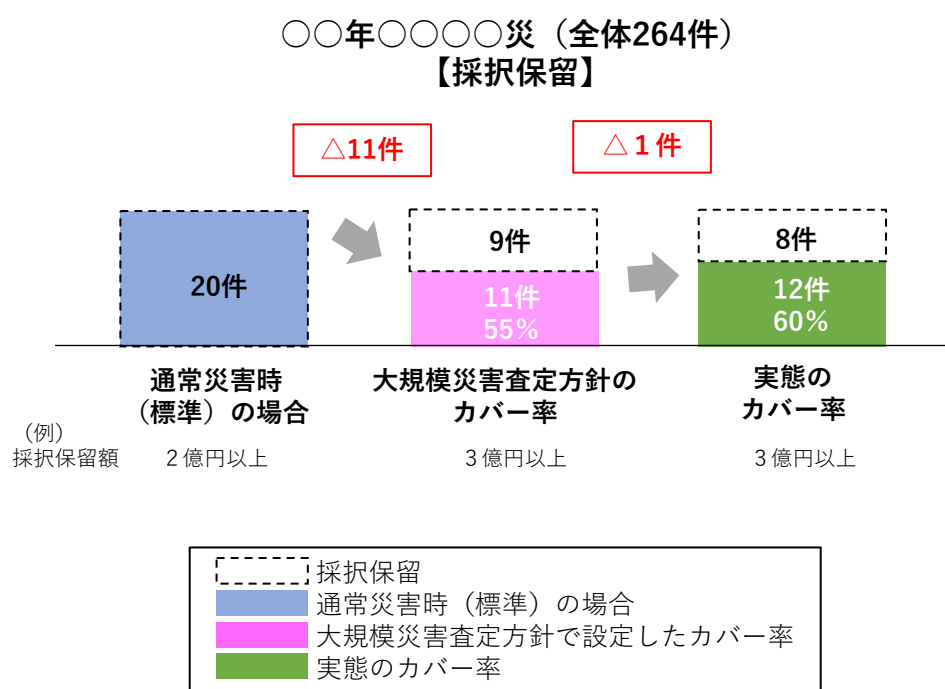
比較検証は、下図イメージのとおり。



第12（3）カバー率チェック（事業実施段階又は事業完了後）

採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

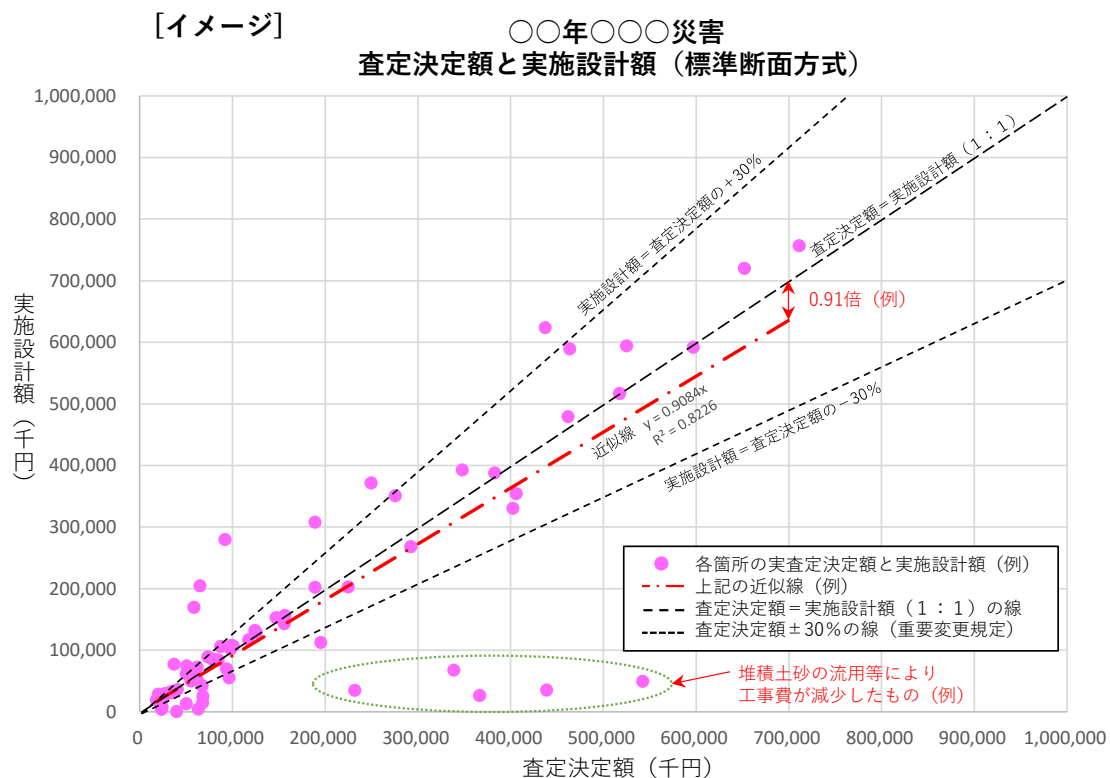
比較検証は、下図イメージのとおり。



第 12（4）マクロチェック（事業実施段階又は事業完了後）

査定設計額と実施設計額との傾向から効率化の有無による妥当性を検証します。

査定設計額と実施設計額の比較検証は、下図イメージのとおり。



13. 適用時期

【査定方針（本文）】

（適用時期）

第 13 この査定方針は、平成 29 年 1 月 1 日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。